

区分	議案番号	案件名	議案の説明	委員会の状況					採決																	議決年月日	議決結果					
				補正前 (千円)	補正額 (千円)	当初・補正後 (千円)	審査する 委員会名	委員会の 審査結果	討論		採決																					
									討論の 有無	討論の内容	会派新生							公明党				結		共産党				市民 フォーラム		無所属		
											雲坂 衛	吉野 恭介	星見 健蔵	魚崎 勇	横山 明	西村紳一 郎	岡田 信俊	寺坂 寛夫	砂田 典男	山田 延孝	金谷 洋治	下村 佳弘	房安 光	上杉 栄一	前田 伸一			石田 憲太郎	平野 真理子	桑田 達也	田村 繁巳	勝田 鮮二

<報告>

報告 (6件)	16	出資法人の経営状況を説明する書類の提出について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき出資法人の経営状況を説明する書類を提出するもの(20法人)		平成29年9月4日	報告
	17	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務実績について評価委員会の評価を報告するもの。		平成29年9月4日	報告
	18	専決処分事項の報告について	平成29年3月28日に市道奥沢見光元線(気高町奥沢見地内)に自転車で行中、市道(奥沢見光元線と市道奥沢見長丁線)の交差点で道路横断側溝グレーチングの隙間に自転車の前輪がはまり転倒し、相手方が負傷し自転車等が破損した事故の損害賠償の額及び若いについて報告するもの。(平成29年7月13日専決)		平成29年9月4日	報告
	19	専決処分事項の報告について	平成29年5月11日に気高地区保健センター駐車場において、公用車の後部と駐車中の相手方車両の右側部が接触した物損事故の損害賠償の額及び和解について報告するもの。(平成29年8月10日専決)		平成29年9月4日	報告
	20	平成28年度の決算に基づく健全化判断比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度の決算に基づく健全化判断比率を報告するもの。		平成29年9月4日	報告
	21	平成28年度の決算に基づく資金不足比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度の決算に基づく資金不足比率を報告するもの。		平成29年9月4日	報告

<市長提出議案について>

<p>角谷 敏男議員</p>	<p>議案第122号 平成29年度鳥取市一般会計補正予算（反対）</p> <p>議案第139号 鳥取市水道事業給水条例の一部改正について（反対）</p> <p>（討論の要旨）</p> <p>議案第122号について、本市は、合併により特例市となったが、その評価は本市が実施した市民アンケート調査結果でも非常に低い。いつでも市民・住民と行政の立場は対等であり、まちづくりに対する評価を将来に生かすことは、住民自治と自治体運営の基本かつ住民福祉の増進の要である。周辺5町との連携中枢都市圏の形成をめざす中核市移行について、市当局の説明に市民の客観的な理解と支持がどこにあるのか委員会の質疑でも示されていない。それなのに、市長は中核市移行への市民の理解が進んでいると言うのは、移行ありきの印象操作にしか聞こえない。当面の人口現状と少子高齢化による地方自治体の直面する諸課題の解決は当然必要である。その対策・事業を具体的に市民と住民に示し、関係の町と協定・約束を結ぶ内容・理由と目標・効果も示し、市民への情報公開と説明責任による市民の意志の反映が必要である。今回の予算計上も、市民ファーストではなく、行政ファースト・市民不在であり、賛成できない。</p> <p>議案第139号について、新料金は、水道法による水道料金の低廉化を図る考えを弱め、独立採算制をさらに強めている。給水原価と供給単価の価格差の縮小と企業債残高の縮減、施設更新費用の確保のために、今回から基本料金と従量料金の算定割合の変更し、今後さらに水道料金の引き上げの可能性がある。</p> <p>来年4月から適用し5年間の予定であるが、引き上げを市民に説明するのは、この議会で決定した後にするというものである。まず大幅な引き上げの前に、鳥取市が市民にとって安い水道料金の維持・継続のためにやるべきことがある。これまでの水道事業の政策的に不十分さと大口利用者の料金収入の減少への対応である。その一つがダム水利権確保の財源負担である。渇水対策というなら、災害対策として、市が消火栓の使用料と同じく、一般会計からの繰出しで全額持つべき。</p> <p>前回の引き上げ以降の工業用水への切り換えと企業の再編等による水道料金の減収分は、水道局の経営努力を超えるものである。独立採算制を理由に、その分まで一般家庭に求め、水道料金を大幅引き上げするのは、筋が違うものである。江山浄水場の過大な施設規模・処理能力の変更はこれまで可能であった。現在の配水量と浄水能力は、水道料金の算定における固定費の割合に直接影響を与えている。すなわち、両者の差で基本料金と従量料金が決まる。施設が大きく、配水量が少ない場合は、基本料金の割合が高くなる。施設規模には余力が必要と言われるが、配水量の増加見込みがないもどで、市民負担の増加は抑制すべきである。</p> <p>これらは水道経営にとっては重荷になったもので、それを無視しすべて料金引き上げに求めるべきではない。市長は、赤字補てんではなく、市民の生活を守るという立場で、一般会計からの財政支援で引き上げ率の抑制＝市民負担の軽減を実施すべきである。水道局は、昨年9月に「水道の意識調査」という市民アンケートを実施している。料金値上げに関し施設整備・耐震対策についての回答が多かったのが、「水道料金にあまり影響のでない範囲で、整備・対策をすすめるべき」ものが約53%である。市長と水道局は、市民が一般家庭の引き上げ率平均18%や一般家庭の口径13mmで25%引き上げを、「あまり影響の出ない範囲」として、市民が選択したと判断し値上げ案を提案したことになる。</p> <p>こうした市民の意向を把握しないまま、大幅な水道料金の引き上げを決め、後から市民に情報提供と内容を説明するやり方が今回も許されない。料金引き上げを決めて、11月の市民説明会で結果を説明するやり方ではなく、料金引き上げの実施延期を決断し、市民の理解、市民との合意形成をしっかりと追求する市政こそ、市民に寄り添う行政運営である。</p>
<p>吉野 恭介議員</p>	<p>議案第122号 平成29年度鳥取市一般会計補正予算（賛成）</p> <p>（討論の要旨）</p> <p>本市は、平成26年6月に中核市移行を表明し、1か月後には国の承認を得るところであり、中核市移行が正式に決定するところまで進んできた。これまで、議会でもさまざまな議論を重ね、本年3月には中核市指定の申出の議案を市議会として議決し、6月には県議会で議決、7月には県より中核市指定の申出の同意書の交付を受けた。その後、総務大臣に中核市指定の申出を行い、国の回答を待っているところである。</p> <p>県と市の間では、これまで約2600の事務の移譲の調整を進め、現在、円滑に事務の引継ぎができるよう専門職を含めた実務や実践研修を行い、着々と準備が進んでいる。</p> <p>これまで、さまざまな機会を捉え、中核市移行の意義や保健所の設置など市民や関係団体への説明がなされた。市報やケーブルテレビなどによる広報も継続して行われており、その努力は誰もが認めるところである。その結果、市民や事業者の理解も深まり、中核市移行への期待が高まってきていると感じている。一方、初めての制度に足を踏み入れることになり不安もある。その不安を「少しでも、より良く」を目指してきた行政への信頼と明るい将来を希求する期待に置き換えたい。その覚悟は私たちの責任でもあり、少々の不安があっても逃げるようなことがあってはならない。</p> <p>市長は、引き続き、十分な情報公開と市民への説明を行っていくと述べ、事実、そのように対応してきた。そうした説明や対応により中核市への移行で福祉や保健衛生、環境といった市民生活への影響が深い事業についてきま細やかなサービスの提供を受けられる期待を持つことができた。人権教育や隣保館に対する質疑にも中核市に移行することで懸念される諸課題は市長、教育長が定例会の場で課題認識と従来通り取り組んでいくことを、それぞれ述べている。</p> <p>また、少子高齢化や人口減少が進む中、山陰東部圏域全体が将来にわたって発展していくためには、本市が中核市となって近隣自治体と協力して連携中枢都市圏を形成し、医療や福祉、産業振興、観光などへの取り組み、また並行してインフラの整備を行うことなど、圏域一体で取り組みを進めていくことが重要だと考える。</p> <p>また、本市は、新庁舎建設後の駅南庁舎を健康づくりと子育ての総合拠点として整備していく。駅南庁舎は公共交通の利便性も良く、市民がワンストップでサービスを受けることもできる。</p> <p>中核市への移行は、本市の利を得るだけではなく、県東部圏域、また山陰の東部圏域にとっても明るい将来を築いていくための礎であり、必ず成し遂げなければならない総合計画、総合戦略の柱である。本定例会で計上されている中核市移行に伴う補正予算は、中核市に移行する来年4月1日までに県から市へ円滑な事務の引継ぎを行うために、必要となる電算システムや保健所業務等に必要な備品等の購入に充てるためのものであり、必要最小限の経費と考える。</p> <p>来年4月1日以降、市民サービスに支障をきたすことがないように必ず本定例会で可決すべきである。</p>

<p>桑田 達也議員</p>	<p>議案第139号 鳥取市水道事業給水条例の一部改正について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）</p> <p>本議案は、平成28年4月以降、水道事業審議会で6回に渡り審議されてきた水道料金の改定についての答申を受け、上程された条例改正案であり、平成30年4月から平成34年3月までの5年間を料金算定期間として水道料金の改定率を全体で平均18.4パーセントとするものである。</p> <p>水道料金の改定については、これまで本会議においても急激な人口減少や水需要の減少によって生じている本市水道事業の厳しい状況に鑑み、さまざまな議論がなされてきたところである。いわゆる人口増から人口減というかつてない社会現象の中で自治体制度も根本的なシステムの見直しが必要とされている。こうした中、今回、示された料金改定は、確かに現下の経済状況を考えれば、市民生活への影響は否めない。引き続き、水道料金抑制への企業努力を講じなければならないが、一方では、大規模災害に対応した水道施設の耐震化や高度成長期に整備され老朽化した施設の更新、簡易水道との統合によって生じる施設整備への対応等、私たちの生活に不可欠、かつ重要な事業が眼前にあることなど水道事業者は市民に対し、しっかりと丁寧に説明責任を果たすことを、まず求めておきたい。</p> <p>その上で、安定的に安全で安価な水道水を供給し続けていくには、公営企業として独立採算制を前提とした経済性を発揮し、継続したサービス提供を行うための適正水準や適正対価を迫するという基本を外した議論は、公営企業の経済活動にブレーキをかけてしまうと考える。さらに、地方公営企業法が定める一般会計からの事務的負担は、あくまで公営企業の経済発揮のため、独立採算制を徹底する上で規定されているのであり、合理的な理由がない限り、負担区分を超える継続的な繰り出しは、公営企業の性格からも行うべきではないことは明らかである。</p> <p>水道局が、できうる限りの経営努力をしておき、現状において料金改定をしなければならなかったことは、受益者負担の原則からも苦汁の決断であったことは理解すべきである。仮に、今回の料金改定を見送るのであれば、水道事業の継続的な安定経営に資する具体案を市民に示していかなければならない。場合によっては、水道事業の民営化も視野に入れた幅広い議論もあつてしかるべきである。</p> <p>鳥取市水道事業長期経営構想に基づいた将来にわたる円滑な事業を進めていくためには、現状における給水収入の確保を行い、市民生活に欠くことのできない安全で安心な水道の安定供給につながっていくことが肝要であると考えている。</p>
<p>棕田 昇一議員</p>	<p>議案第122号 平成29年度鳥取市一般会計補正予算（反対）</p> <p>（討論の要旨）</p> <p>私は、本定例会の一般質問で、過去の議会質問に対する市長の答弁「隣保館運営事業については、中核市移行によって、これまでと補助割合が変わっても交付税措置によって確保される。中核市移行後も引き続き、従来通り取り組んでいかなければならないと考えている。」に間違いはないかと質問したところ、市長は、「これまで、答えたとおりであります。」と答弁した。</p> <p>こうした中、中核市になることで県からの補助金がなくなるので、事業の縮減をしなければならないという声が聞こえてきた。市長の答弁と反する内容であり、人権政策監に尋ねても、「そんな方針はない。」との回答であった。しかし、話を詰めていくと「中核市移行を踏まえた平成30年度以降の事業の見直し 人権福祉センターのゼロベースリセット」とタイトルの資料が提示された。さらに何度も催促すると、ようやく、「中核市移行を踏まえ、平成29年度当初予算を基本とした事業の見直し提案」という見出しの資料が提示された。資料の中には、中核市移行を踏まえ平成30年度当初予算へ向けた圧縮の提案とあり、各事業ごとに、「県補助削減に伴う事業費の圧縮を検討してください。」などの記載があった。</p> <p>市長の答弁との食い違い、ひょとしたら市長の知らない間に、策まっていたのではないかとこの疑念も生じる。議員の知らないところ、市民の目に触れないところで政策形成プロセスが進められている。執行部が議会に提案する中核市移行に関する事業や予算の何が真実で、私たち議員は何を信じて審議し採決に臨めばいいのか。こうした状況下での議案に賛成するわけにはいかない。</p> <p>中核市移行に伴う県支出金の削減は隣保館運営事業だけではないが、この状況を鑑みると、その他これらの事業についても同様に圧縮の提案がなされていると判断せざるを得ない。市長の答弁のように県支出金・県補助金の削減相当額は、交付税等で措置されるため、本市にとっては一般財源になる。それを当該事業に充当せず、圧縮・削減することは、ほかの事業にお金が回されているということ。これは、これまでの市長答弁に反するものである。中核市移行の準備がこんな状況にある中で、そのための準備事業費をそのまま認めてよいだろうか。地方自治の二元代表制とは何か。議会軽視も甚だしい。市民をないがしろにするものであると断罪せざるを得ない。</p> <p>これまで、中核市移行に伴う補助割合の変更については、中核市推進局長の負担割合が変わるものもあるが、それらについては、交付税措置等、何らかの形で措置されるとの答弁や財政影響額についての、資料の中で具体的な数字をもつての説明、平成29年2月議会に中核市指定の申出議案が提案された際の一般質問における、負担割合も踏まえて人権福祉センター、隣保館の果たすべき役割についての「中核市に移行後も、従来通り取り組んでいかなければならないと考えている。」との市長答弁も踏まえたうえで、中核市指定の申出の議案に賛成した。</p> <p>ところが、中核市指定の申出が議決された後の、今回の執行部の振る舞いに、ぬぐい難い不信も持っている。議案に賛成した前提条件が無くなったのであれば、態度を変えざるを得ない。中核市移行に伴う県支出金の削減を理由にした予算の圧縮と事業の縮減という方針、提案の撤回を求める。今回の件は、市長の知らないところで進められたと聞いている。そうであれば、市長には、組織の統率と職員の指導を求める。今後については、求めたことの実行と実際を見極めて、今後については、態度を決めたいと考えている。</p>

<p>米村 京子議員</p>	<p>議案第122号 平成29年度鳥取市一般会計補正予算（反対）</p> <p>（討論の要旨） 平成27年6月定例会で保健所を駅南庁舎に配置する案が報告された。それ以降、本定例会まで保健所に関連した質問を行ってきた。保健所に関連した精神保健・感染症・動物の一時預かりなど市の市民に対する配慮のなさを感じた。また、現行行っているさざんか会館の仮保健所の内装工事は、二重投資にはならないのか。安全安心が担保された保健所の設置が必要であるが、納得のいく答弁がこれまで無かった。 今回、健康こども部より補正予算として、保健所設置準備の事業費が計上されている。保健所設置に関して、まだまだ明らかにしていかななくてはならないことがたくさんある。何度も質問してきたが、まだまだ精査しなくてはならないことがたくさんある。今回、準備事業費が計上されたことにより、本補正予算には反対である。</p>
<p>伊藤 幾子議員</p>	<p>議案第130号 平成28年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（反対）</p> <p>議案第131号 平成28年度鳥取市水道事業決算認定について（反対）</p> <p>議案第133号 平成28年度鳥取市下水道等事業決算認定について（反対）</p> <p>（討論の要旨） 議案第130号について、平成28年度予算は、第2子保育料の軽減、小児特別医療費助成の対象を高校生まで拡充、国保料の引き下げなど市民の要望に応えた事業を行ったことは評価する。また、28年度末には、鳥取市子ども未来応援計画が策定され、今後のさまざまな取り組みがなされていくよう望む。 一方で、3年ごとに決められる介護保険料は、平成27年度には17%も基準額が引き上げられ、28年度も市民にとって、大きな負担となった。介護保険料を引き上げてほしいという市民の願いに応えるためにも、国が禁止していない一般会計からの繰り入れで保険料軽減の支援をするべきだったのではないかと考える。また、住宅リフォーム助成制度が廃止になった。地元経済の活性化に役立ち、市民からも好評だった制度を止める必要があったらどうか。制度の復活を求める。 そして、市長は市民の理解は着実に進んでいるという平成28年度も中核市移行の準備を着々と進めていった。併せて連携中核都市圏形成への取り組みも進めた。これまで、連携中核都市圏は、都市部に公共施設と公共サービスを集約するもので、周辺地域の切り捨てと住民サービスの後退が進み、地域の疲弊をさらに進めるだけであると指摘してきた。平成27年度同様、28年度も連携中核都市圏構想につながる中核市移行については、丁寧な説明があったとは思えない。住民不在を進めるべきではない。 議案第131号については、生計費非課税の立場から水道料金への消費税転嫁は認められない。 議案第133号について、平成28年度から引き上げとなった下水道料金は、一般会計を繰り入れ、料金を引き下げることは可能であった。その対応を取るべきであったと考える。 指定管理者制度に対して意見を述べる。モニタリングの基準が担当課によって違うのではないかと考える。市が求めるサービス水準と事業者の受け止めにズレがあるのではないかと懸念する。モニタリングの基準について、再確認する必要があると考える。これは、全庁的な問題であり、きちんと対応するよう求める。</p>
<p>吉野 恭介議員</p>	<p>議案第130号 平成28年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（賛成）</p> <p>（討論の要旨） 少子高齢化、東京一極集中と地方の空洞化が進展しようとしている共通認識のもと地方創生の取り組みがスタートした。 第10次鳥取市総合計画の策定に当たっては、鳥取市在住者から見た本市のイメージや首都圏・近畿圏居住者から見た本市のイメージを調査し、強み、弱み分析にまとめ、鳥取市総合戦略の具体的施策として、人づくり、仕事づくり、まちづくりを柱に掲げ、平成28年度より計画をスタートさせた。本計画は、外部からの押し付けではなく、本市で積み上げ始めている地方創生の取り組みで、その具現化の一つが中核市への移行であり、連携中核都市圏構想の推進である。 平成28年度の決算は、第10次鳥取市総合計画の基本計画がスタートした初年度の決算である。財政指標は実質公債比率、将来負担比率など平成20年度から確実に向上しており、実質収支も一般会計、16の特別会計すべてで黒字決算であった。負債残高を着実に減らし、基金残高の積み増しもでき、その実績を高く評価するものである。 来年度から、中核市の仲間入りをするようになるが、市民サービスを向上させながら、中核市の中では、まだまだ下位に位置する財政指標を、どう目標を持って高みを目指していくのか市長のかじ取りに期待するところである。現在ある指定都市、中核市、特例市104市の中でも103位に位置する人口、18位に位置する広い面積の結果、人口密度は102位である。従って、費用対効果を期待して事業を行う場合、人に対して行う政策は、一定の効果は上がるかもしれないが、面積に対して行う政策は効果が薄まりやすいと考える。今後の課題として、まずは県が行ってきた保健衛生・福祉・環境・都市計画・教育分野に関する中核市として必要な事務移譲をそのまま引き受け、良い点もそうでない点も評価する足元の事業から始めるべきと考える。 介護保険制度は、3年を1サイクルとして、事業運営をしており、29年度は、第6期の最終年度にあたる。27～29年度の3年間を見通して介護保険事業が運用できるだけの保険料の額を設定する。事業の財源は、大まかに言うと、国・県・市の公費・交付金に被保険者の保険料を加えて全体の給付費を賄っている制度である。高齢化も進み、給付費も伸びると予測した上で、平成27年度に保険料が17%引き上げられた。厄介なのは、年間給付費の約170億円の見通しにブレが大きく、介護保険事業の安定的な運営には基金がバッファーとして必要不可欠であり、少なくとも介護施設1棟程度は緊急建設できる10億円程度の基金は必要と考える。過去、平成27年度には、基金を取り崩して保険料の上昇を抑制したこともあったが、来年から始まる第7期、平成30年度から32年度の3年間の保険事業を予算計画する本年は、給付費を賄える保険料を確実に確保したいと考えるのは当然である。見通しと現実が1%ずれただけで数億円近いズレが生じる運営にも問題はあがあるが、給付に支障をきたすようなことがあってはならないのが基本であり、見通しのリスクとして、基金を積み立てる執行部の考えは理解できる。また、団塊の世代がもうすぐ75歳以上になる2025年問題にも準備しておかなくてはならない。もちろん、健康年齢が上昇し、支える側の分母に対し、支えられる側の分子が小さくなるような見通しが立てば保険料を下げるべきと考える。以上の理由で基金の積み増しは必要だと判断する。 また、保険料の納め方について、低所得者の負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて保険料を12段階で設定していることや特別な理由があれば軽減・減免・猶予の制度もあり一定の公平性について配慮がなされていると判断する。</p>

<p>田村 繁巳議員</p>	<p>議案第131号 平成28年度鳥取市水道事業決算認定について（反対）</p> <p>議案第133号 平成28年度鳥取市下水道等事業決算認定について（反対）</p> <p>（討論の要旨） 水道事業について、国の方針に基づいて簡易水道が上水道に統合された。今まで以上に厳しい企業運営を迫られているが、本市は、統合後の簡易水道施設について国庫補助金の期間延長及び事業運営費の不足分に対する財政支援を国に求めているところである。このような現状がある中、消費税分を課することに反対とする意見があるが、これは、国の施策によるものであり、水道事業費においても料金に消費税を課することは、地方公営企業である水道事業の健全な運営を図る上で必要である。 下水道事業については、本市は、平成24年度より下水道事業について特別会計から企業会計へ移行した。近年、下水道事業を取り巻く環境は、少子化による人口減少が顕著であり、使用料、収入の算定基礎となる有収水量は、普及率の高止まりや節水対策の向上のより減少傾向にある。また、高度経済成長期からの整備を進めてきた下水道施設は、一斉に更新時期を迎えようとしている。中長期的な視点から投資を合理化、最適化しつつ将来、必要となる財源を確保していく必要がある。 今回、使用料金が4月計量分から、14.6%上がったが、利用者からの料金収入などで運営する公営企業の基本的なあり方からやむを得ない措置と判断する。使用料金の負担軽減を図る上で、一般財源からの繰り入れについて議論があるが、総務省からの通達に基づき適切に行っていくことが必要である。市民の中には、下水道認可区域外の方もおり、一般財源を投入することはサービスをうける者と受けない者の不公平感が生じる。一般財源からの繰り入れを行う場合には、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するための措置が基本的な考え方である。 本市は、特別会計から企業会計へ移行し、一般財源からの繰り入れは、縮減されつつあり、独立採算を原則として考えるべきである。</p>
<p>太田 縁議員</p>	<p>議案第143号 工事請負契約の締結について（反対）</p> <p>議案第144号 工事請負契約の締結について（反対）</p> <p>議案第145号 工事請負契約の締結について（反対）</p> <p>議案第146号 工事請負契約の変更について（反対）</p> <p>議案第147号 工事請負契約の締結について（反対）</p> <p>（討論の要旨） 千代川は、暴れ川として氾濫を繰り返してきた。千代川に新袋川が合流するあたりは、多くの河川が合流し、水位が急増する。このあたりには、橋が多く、堤防を高くできない。そのため、このあたりは千代川流域で水害危険性の最も高い場所の一つと考えられる。川の合流点では堤防の弱さも指摘されている。このようなところに隣接する位置に防災機能の拠点となる本庁舎を移転することは、そもそも反対である。 また、庁舎位置を盛り土することになっているが、これでは、水害時、周辺の推移を高めるため、周辺住民の被害を大きくするだけで納得できるものではない。さらには、地盤の液状化と土壌汚染が指摘されており、詳細な調査なしに事業を推進することは順序が逆であると常に述べてきた。厳しい土地に難しい土地に建設することは、大きなリスクを負うことは当然分かってはいたはずである。 問題は、液状化対策を庁舎位置のみとしていることで、周辺は液状化により被害に遭ってしまう。これでは、防災対策としては、本末転倒である。 第146号の契約変更について、ボーリング調査時には、硬いコンクリート路盤の存在が分からなかったと説明があったが、疑問が残る。調査が不十分でないとすると今後の工事にも不安が残る。ボーリングデータには、コンクリートの存在が認められているし、硬さも分かっているはず。分からなかったのは、なぜか。この責任は誰にあるのか。 工事契約では、連続して予定価格を上回る入札価格で不落札となり随意契約となった旨の説明があった。これも社会情勢や市場の現状、市の調査不足が原因ではないか。いずれにせよ、庁舎整備事業は、調査が不十分なまま進められている。まず、可能な限り調査を徹底する必要がある。万時、順序が逆転しており、到底、賛成できない。</p>

平野 真理子議員	議案第143号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第144号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第145号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第146号 工事請負契約の変更について（賛成）
	議案第147号 工事請負契約の締結について（賛成）
	（討論の要旨） 鳥取市新本庁舎は、防災機能の強化と市民サービス機能の充実を図るために整備されるものであり、着実かつ速やかに前進させなければならない。先日の市議会全員協議会において、実施設計の内容について説明を受けた。ワンストップサービスを推進するための総合窓口の設置など新本庁舎の機能面についても新本庁舎建設に関する調査特別委員会での議論や有識者や専門家で構成する鳥取市新庁舎建設委員会の意見などが十分に反映されており、将来に渡って、飛躍、発展し続ける本市の庁舎として相応しいものと考ええる。 また、新本庁舎建設工事の発注方法についても、市議会の意見などを反映し、地元業者が積極的に参加できるよう分割して発注したことも適切であると考ええる。 議案146号について、今回の変更契約の原因となった改良路盤は、地盤改良等工事の中で実施した試掘により明らかになったものであり、今後の新本庁舎庁舎棟、市民交流棟の工事の支障となるため、撤去することが必要である。また、施工方法についても、敷地外へダンプカーで搬出する処理方法と敷地内で利用する処理方法においてダンプカー運行に伴う騒音や交通渋滞などの課題が比較検討されており、適切に判断されたものだと考える。建設工事のスケジュール案も示されたところであるが、合併特例債の活用期限を踏まえると新庁舎の建築工事に取り掛かるために5議案の契約に速やかに取り掛かることが必要であることは明らかである。
伊藤 幾子議員	議案第143号 工事請負契約の締結について（反対）
	議案第144号 工事請負契約の締結について（反対）
	議案第145号 工事請負契約の締結について（反対）
	議案第146号 工事請負契約の変更について（賛成）
	議案第147号 工事請負契約の締結について（反対）
	（討論の要旨） 新本庁舎の面積は、駅南庁舎も本庁舎として使うということから、当初は、17400㎡の想定であった。ところが、中核市移行に伴い駅南庁舎には、保健所を設置することから本庁舎機能を新庁舎に集約するとして面積が約23000㎡になり建設費も増えた。 基本設計、実施設計と進む中で、面積が精査され、今回の契約の中では、20180.13㎡と縮小されたが、中核市移行のために面積が広がったことには変わらない。 中核市移行については、本市の住民自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民への情報公開と説明責任をしっかりと果たし、市民の幅広い議論と合意を通じて民主的に行うことなど会派要望や一般質問で求めてきたが、現状は未だ、市民置き去りで進められており、中核移行には反対の立場から4議案には反対である。 私たち市議団は、新庁舎建設には、位置条例が可決されて以降は、新築移転の方向で費用の抑制を求める立場を取ってきたので、議案146号については、必要なものと考え、賛成する。

星見 健蔵議員	議案第143号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第144号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第145号 工事請負契約の締結について（賛成）
	議案第147号 工事請負契約の締結について（賛成）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>鳥取市新本庁舎建設については、防災機能と市民サービスの強化を図るために整備するものであり、着実に前進させなければならぬ。</p> <p>中核市移行に伴い、面積増による経費が含まれているため、反対との意見も出たが、中核市への移行は、市民に充実したサービスを提供し、将来に渡って、本市と山陰東部圏域が発展し続けるため、必要不可欠な取り組みである。また、中核市移行により保健所業務を行う事務スペースについては、関係機関や有識者による委員会からの提言や検討委員会での検討の結果、保健所は健康づくりや子育て機能を含めて駅南庁舎を活用することが、経費を抑制する上でも最も優位であると方向付けている。</p> <p>窓口サービスについても、本庁舎と駅南庁舎とで分散してサービスを提供するよりも新しい庁舎に総合窓口を設置し、ワンストップサービスを提供する方が、むしろ市民サービスの向上につながると考える。</p> <p>本市議会においても、本年3月24日に中核市の指定に係る申出の議案を可決したところであり、7月3日には、県知事から中核市指定の申出の同意があり、7月25日には、総務大臣に中核市指定を求める申出を行ったところである。本年、11月ごろには、閣議決定を経て政令公布されると来年4月1日からの中核市移行が正式に決定する運びとなっている。</p> <p>新本庁舎建設に発注方法についても、市議会で設置した特別委員会での議論や中間報告や専門家からの提言などに基づき、地元業者が建設に積極的に参加可能な方法を検討する中で、分離分割発注方式が決定されたもので、適切な契約方式であると考えている。先日、市議会全員協議会において実施設計の内容の説明、スケジュール案が示されたところであるが、合併特例債の活用期限を踏まえれば、速やかに建設工事に取り掛かるための契約を締結すべきことは明らかである。</p>

<議員提出議案について>

岩永 安子議員	議員提出議案第8号 「森林環境税」(仮称)の創設に関する意見書の提出について(反対)
	<p>(討論の要旨)</p> <p>日本は、2020年の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8パーセント削減することを国際的に約束している。削減目標達成のためには、適切な森林整備により森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取り組みが不可欠である。そして、森林は木材の供給源であるとともに中山間地域の維持と国土の保全や水源の涵養など公益的機能を有し、そこで営まれる林業は、地域社会を支える重要な産業であると認識する。</p> <p>今、中山間地域の高齢化や担い手不足などを背景に森林の荒廃が進んでいる。森林の保全や林業の振興には国の役割が重要であることは言うまでもない。しかし、国の森林整備予算は、2008年度の1624億円から2015年度の1202億円へと、この8年間だけでも422億円削減されている。必要なことは、森林整備と林業対策において国の責務を明らかにし、国内林業の根幹に位置づけ、根本的な対策を講じることである。同時に温暖化の原因物質の製造者、排出者である企業の責任が問われなければならない。</p> <p>日本共産党は、森林・林業における地球温暖化対策の実行、森林吸収源対策に必要な財源としてCO2排出の負担となっている既存の地球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を賄うことを提案している。</p> <p>本意見書の中で、中山間地で森林の多い鳥取市の要望については、理解する。しかしながら、本意見書は、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の実行、国土の保全の担い手を市町村とし、その財源を国民に広く求めることを基本とする森林環境税とすることを前提としている。これでは、国と企業の責任を免罪するもので賛成することはできない。</p>